中小企業倒産防止共済制度

経営安定のため「中小企業倒産防止共済制度」はお役に立ちます。

◆中小企業倒産防止共済制度とは?

取引先倒産の場合の資金手当
中小企業者の方々の連鎖倒産を未然に防ぐために、加入者があらがじめ掛金を

積み立てておき加入後6ヶ月以上を経過して万一取引先事業者が倒産し売掛金

や受取手形などの回収が困難となった場合に共済金の貸し付

けが受けられる制度です。

◆制度の特色

◇貸付額最高□8，000万円
（掛金総額の10倍以内）？　取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の１０倍の範囲内で被害額相当の共済金の貸付けが受けられます。
◇無担保・無保証人・無利子
共済金の貸付けは無担保、無保証人、無利子で速やかに受けられます。ただし貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する掛金額に対する権利は消滅します。
◇税法上の特典
掛金は税法上損金（法人の場合）または必要経費（個人の場合）に算入できます。
◇掛金は
この制度の掛金は、以下のとおりです。毎月の掛金は最低5,000円から200,000円まで、5,000円きざみ）で自由に選べます。加入後、増、減額ができ、また前払いもできます。

□□□